## 獨協大学学術リポジトリへの登録手続

獨協大学図書館

獨協大学学術リポジトリ(<a href="https://dokkyo.repo.nii.ac.jp/">https://dokkyo.repo.nii.ac.jp/</a>)(以下、リポジトリ)は、獨協大学の教育・研究活動において作成された学術的成果物を電子的に蓄積・保存し、学内外に広く公表するための電子アーカイブです。

登録申請にあたっては、「獨協大学学術リポジトリ運用管理要領」(以下、「要領」)に則り、登録申請書および当該学術的成果物の PDF ファイル等を、図書館に提出する必要があります。

※継続発行している紀要等についても、発行の都度、申請が必要です。

## 1. 登録対象物

リポジトリに登録できる学術コンテンツは、本学における学術的な研究の成果又は教育研究に関連した資料で、具体的には以下の通りです(「要領」第5条)。

- (1) 本学の紀要または論文集に掲載された論文、研究ノートその他の著作物
- (2) 学術論文
- (3) 博士論文·要旨
- (4) 研究報告書
- (5) 教育資料
- (6) 図書資料
- (7) 図書館長が適当と認めたもの

#### 2. 登録申請者

登録申請できるのは、本学の教職員もしくは退職した教職員、または本学の組織・機関等の代表者です。

(1) 紀要を登録する場合

当該紀要の<u>発行団体の代表者名で申請</u>してください。学部や学科が発行している紀要は学部長や学科長が、研究科が発行している場合は研究科委員長が登録申請者となります。

年度の切り替え時には、登録申請者の交代がないかどうか注意のうえ、申請してください。

(2) 博士論文・要旨を登録する場合

著者である大学院生が所属する研究科委員長名で申請してください。

## 3. 著作権その他の権利に関する許諾

以下2点に関する許諾確認の有無を、登録申請書に記入していただきます。

- (1) 著作権:「複製権」と「公衆送信権」について、論文等の著作権者から許諾を得てください。
  - ・複 製 権:リポジトリ登録時に、サーバ上に電子ファイルを複製すること
  - ・公衆送信権:登録された電子ファイルを、ネットワークを通じて不特定多数に送信可能な状態にすること

〈本学の諸機関が発行する紀要または論文集に掲載された論文等の場合〉

発行団体の代表者は、複製権と公衆送信権の許諾について<u>投稿規程に明記</u>するか、<u>発行団体</u>と著作権者で許諾の確認を行ってください。

〈学会や出版社が著作権を持つ場合で、論文等のリポジトリへの公表を認めていない場合〉 学会や出版社から許諾を得る必要があります。

(2) その他の権利:他者の肖像権または個人情報に関する権利に抵触する場合には、登録申請者は対象者から公表についての同意を得る必要があります。

## 4. 登録申請手続

手続に必要なものは以下の通りです。

下記「問い合わせ・申請書提出先」にあるメールアドレスまたは窓口にご提出ください。

- □ 登録申請書(「単独著作物用」「紀要・論文集等複数著作物用」「学位論文用」の3種)
  - ・最新の書式をリポジトリのページ (https://dokkyo.repo.nii.ac.jp/) からダウンロードしてご 記入ください。
  - ・登録・公開に同意のない論文が含まれる場合は、「特定の論文のみ非公開」として登録申請してください。
- □ 登録データ (PDF ファイル) 下記「作成上の注意」をご参照ください。
- □ 論文の一覧(目次等)
- □ メタデータ (論文名、著者等を特に指定したい場合のみ)

# 登録データ (PDF ファイル) 作成上の注意

原則として、提出されたデータをそのまま登録します。

- ①著作権処理やファイルのセキュリティ設定\*(テキストコピー禁止、印刷禁止など)、墨消し処理(人名や人物写真などのマスキング)、トンボ(トリムマーク)の削除等は、申請前にお済ませください。
  - ※セキュリティ設定について

「内容のコピー」を「許可しない」とすると、全文検索ができない場合があります。また、 スクリーンリーダーに対応させる場合は、「アクセシビリティのための内容の抽出」について「許可」としてください。

②紀要・論文集など複数論文を含む場合、<u>論文ごとに分割したデータをご用意ください(表紙、目次、あとがきなど、論文以外の部分も分割し提出)。</u>またファイル名は、論文が特定できる名称(論文名や執筆者名など)を付与してください。

## 5. 登録申請後の流れ

登録申請を受けて、図書館運営委員会の審議を経て図書館長の承認を得た後、図書館で登録作業 を行います。希望者には登録作業終了後に連絡を差し上げます。

#### 6. 削除申請について

一度登録したコンテンツを削除することは可能です。その場合、登録申請者名で「削除申請書」を 提出してください。「要領」第9条に則り、図書館長が決裁後、削除します。

近年、紀要 1 号分を登録・公表後に、特定の論文のみ削除申請されることがあります。登録申請書提出前に、リポジトリに論文を登録・公表してよいか、必ず執筆者に意思確認をお願いいたします。

## 7. 問い合わせ・申請書提出先

獨協大学図書館 学術リポジトリ担当

Tel : 048-946-1876

e-mail: repository@stf.dokkyo.ac.jp

窓 口:図書館1階総合レファレンスカウンター(平日9:00~17:00)

以上